

マイナ保険証の利用に係るマイナンバーの届出における留意事項について

標記について、当組合にマイナンバーを届け出る際は、以下の各事項にご留意いただきますようお願いいたします。

①マイナンバーと氏名・生年月日・性別・住所（以下「マイナンバー等」という。）が正確に記入された**資格取得届**（被扶養者についての事項を届け出る場合は被扶養者等申告書。以下「資格取得届等」という。）**を当組合が受領し、データ登録が完了するまでは、マイナ保険証（マイナンバーカードによる受診）を利用することができません。資格取得の事実等発生日から5日以内に各矯正管区支部で受理されるよう、速やかに資格取得届等を提出してください。**

※新規加入者の方については、マイナ保険証の利用が可能になり次第、「資格情報のお知らせ」及び「データ登録完了のお知らせ」を交付します。

②資格取得届等に**マイナンバー等を正確に記載した場合は、資格取得届等を当組合の各矯正管区支部が受理してから、原則、5日以内**にデータ登録が完了し、**マイナ保険証を利用することが可能になります。**

③データ登録にはマイナンバー等が必要になるところ、資格取得届等に記載された**マイナンバー等に誤りがある場合**等は、記載内容の修正等に**相当の期間が必要**になるため、修正等が終了し、**データ登録が完了するまでは、マイナ保険証を利用することができません。**

④マイナ保険証の円滑な利用のため、資格変更後に初めてマイナ保険証を利用する場合等においては、**事前にマイナポータルにアクセス**し、医療保険の資格情報として、**資格変更後の情報が登録されていることを確認**するようお願いいたします。

※マイナポータルは、行政手続のオンライン窓口であるところ、利用方法等については、デジタル庁のホームページ等をご確認ください。

組合員におかれましては、ご家族（被扶養者）の方にも、必ず、上記内容を共有していただくようお願いいたします。